

行橋市広域消費生活センター

消費生活センターニュース

令和3年8月号

「海産物を買ってください！」の電話勧誘にご注意！

観光地で魚介類を購入する人が減少している状況に便乗した悪質商法があります。

手口としては、電話で「以前、本社でカニを購入された方の名簿を見て電話している。コロナ禍でイベントが中止となり困っている。魚介類を買って協力してもらえないか。」などという話を持ち掛け、消費者の関心を引いて購入を勧めるというものです。

同情して注文したが、過去に購入したことのある業者は別の業者で、電話をかけてきた業者の言ったことは嘘だったという場合もあります。

不審な時は相手と話し込まずきっぱりと断りましょう。

なお、電話で勧誘され購入を承諾しても一定期間内ならクーリング・オフ（無条件解除）をすることができますので、早めに消費生活センターにご相談ください。

行橋市広域消費生活センター

JR行橋駅 西口前(行橋市西宮市2-1-39)

☎0930-23-0999 月～金 9:00～17:00



※ご来訪の際は、マスク着用のうえ、新型コロナウイルス感染防止にご協力いただきますようお願いいたします。